

広島市条例第14号

令和8年3月27日

広島市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市火入れに関する条例の一部を改正する条例

広島市火入れに関する条例（昭和59年広島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（火入れの中止）

第6条 強風注意報又は乾燥注意報が発表されたとき、林野火災注意報又は火災警報（林野火災警報を含む。）が発令されたときその他風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるときは、火入れの許可の期間中であつても、火入れを実施してはならない。

2 火入れの実施中において、前項に規定する場合に該当することとなつた場合は、直ちに消火しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。